

## 平成 16 年事業所・企業統計調査の概要

平成 16 年事業所・企業統計調査は、我が国の民営の事業所及び企業を対象として、事業の種類や従業者数等、事業所及び企業の基本的事項を調査し、行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として実施しています。

調査は統計法に基づく指定統計調査（指定統計第 2 号）として、「事業所統計調査」の名称で昭和 22 年に開始され、平成 8 年の調査から企業の実態把握を充実させたことに伴い、「事業所・企業統計調査」と名称を変更しました。

調査は昭和 23 年調査から昭和 56 年調査までは 3 年ごと、昭和 56 年以降は 5 年ごとに実施しています。なお、民営事業所を対象として平成元年及び平成 6 年に事業所名簿整備のための調査を実施しており、平成 8 年調査の際、この中間年の調査は事業所・企業統計調査の簡易調査と位置づけられました。平成 11 年調査は簡易調査として初めて実施され、これを含めて、平成 16 年調査は簡易調査として 2 回目に当たります。

本報告書は、平成 16 年調査をもとに作成しました。

### （ 1 ）調査の期日

平成 16 年 6 月 1 日

### （ 2 ）調査の対象

調査日現在、国内に所在する民営の事業所。ただし、次の事業所は調査対象外とした。

- (1) 日本標準産業分類（平成 14 年 3 月 7 日総務省告示第 139 号）の「大分類 A - 農業」、  
「大分類 B - 林業」及び「大分類 C - 漁業」に属する個人経営の事業所
- (2) 日本標準産業分類の「中分類 83 - その他の生活関連サービス業（小分類 832 家事サービス業に限る）」及び「中分類 94 - 外国公務」に属する事業所

### （ 3 ）調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる 1 区画の場所を 1 事業所とし、これを調査の単位とした。

単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1 区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに 1 事業所とした。

なお、次の事業所は、事業所・企業統計調査でいう事業所に含めていない。

- ア 収入を得て働く従業者がいないもの
- イ 休業中かつ従業者がいないもの
- ウ 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

### （ 4 ）調査の方法

調査は民営事業所を対象とする全数調査で、次に示す流れにより、調査員が調査票を配布し、収集する方法により調査した。

総務大臣 - 都道府県知事 - 市町村長 - 統計調査員(指導員) - 統計調査員(調査員)